

看護小規模多機能型居宅介護

サークルパワー

重要事項説明書

契約締結日 令和 年 月 日

契 約 者 様

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者

事業主体	合同会社美聖
代表者	山本 美由紀
所在地	宮崎県宮崎市恒久 4769 番地16
電話番号	0985-41-5657
会社設立年月日	令和元年7月1日
併設事業所	

2 事業所の概要

事業所名称	サークルパワー
管理責任者	上村 希望
開設年月日	令和 3 年 8 月 1 日
事業所番号	4590101210
所在地	宮崎県宮崎市新別府町前浜 1401 番地267
電話番号	0985-31-1415
敷地概要・面積	1. 211. 68㎡
建物概要	

3 主な設備

宿泊室	9室(個室9室 個室9. 1㎡)
食堂、居間、訓練室	供用
トイレ	4箇所(内1ヶ所多目的トイレ)
浴室	2箇所(個浴浴槽 1、 機械浴 1)
台所	1箇所

4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	合同会社美聖が設置経営する看護小規模多機能型居宅介護サークルパワー(以下事業所という。)が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。

	2 サービスの提供にあつては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせて概ね週4日以上を目指す。宿泊週1～2日、応相談。 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。 5 看護サービスの提供に当っては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 6 利用者の1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。 7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療、福祉サービス等との密接な連携に努める。
--	---

5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365日 営業時間 24時間(緊急対応含む)
サービス提供時間	基本時間 通い 9:00～16:00 (利用者又は家族の都合により時間短縮、延長可能) 訪問 随時 泊まり 16:00～9:00
通常の実施地域	宮崎市
定員	登録定員 29名
	1日定員 通いサービス 18名以下 宿泊サービス 9名以下

* 24時間緊急対応体制をとっています。

6 職員勤務の体制

(令和6年12月現在)

職種	常勤	非常勤	職務内容	保有資格
管理者	1人	0人	事業内容の調整 苦情対応	看護師
計画作成者	1人	0人	サービスの調整 相談業務	介護支援専門員 介護福祉士
看護職員	4人	4人	看護業務 訪問看護	看護師・准看護師
介護職員	7人	4人	日常生活介護 訪問介護 調理	介護福祉士
理学療法士 作業療法士	2人	2人	リハビリテーション	理学療法士
事務	1人	0人	事務業務・日常生活介護	無

7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、栄養士の作成した献立にもとづいて提供いたします。送迎については、サークルパワーの職員が行います。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴、排泄、買い物、掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
宿泊		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や医療的ケアを提供いたします。
食事提供時間		朝食 7時30分 昼食 11時30分 夕食 17時 食事時間は個人の身体状況に柔軟に対応いたします。

8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

9 利用料金

[介護保険の場合]

(1) 保険給付サービス

①通常料金について

要介護度別に応じて定められた金額の1割又は2割、3割のご負担となります。

1ヶ月の定額制となります。

②月の途中で要介護度が変更になった場合

要介護度が変更になった場合、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。

③月途中より登録、終了された場合

月途中で登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日

終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2) 1月あたりの利用料 (別紙参照)

(3) 加算について

加 算 名	加 算 の 内 容	1 割 負 担 の 場 合
① 初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については1日につき加算されます。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様です。	1日につき 30円
② 若年性認知症利用者受入加算	介護事業所において、若年性認知症の方を受け入れ、専門のスタッフが中心となり、利用者やご家族の環境、特性、ニーズに応じたサービスを提供する体制を整備していることを評価する加算	1日につき 800円
③ 訪問体制強化加算	訪問サービスの算定月における提供回数について、延べ訪問回数が1月あたり200回以上で算定	1月につき 1,000円
④ 緊急時対応加算	24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合	1月につき 774円
⑤ 特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき Ⅰ 500円 又は Ⅱ 250円
⑥ 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築に対しての加算	1月につき 1,200円
⑦ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,000円
⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善のため	利用金額の 14.6%

※③、④、⑤、⑥、⑧については、区分支給限度額対象外となります。

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーションに限られます。

[保険外サービス利用料]

食 費	朝食 3 1 5 円 昼食 5 3 5 円 夕食 5 3 5 円
お む つ 代	実費
宿 泊 費	1 泊 3, 0 0 0 円
その他必要な物	実費
レクリエーション、クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 特別な材料代等の実費
医 療 費	診察、薬など実費

[利用料の支払い方法]

振 込	宮崎銀行 南宮崎支店 口座番号 425759 合同会社美聖 代表社員 山本 美由紀
請求書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月 1 5 日までに送付します。利用者は毎月 25 日までに支払うものとします。
領 収 書	事業者は、入金を確認後、領収書を発行します。

ご不明な点がございましたらご相談ください。

1 0 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年 2 回は実施します。その内、年 1 回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	山本美由紀
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器 非常放送設備

1 1 事故、緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。

1 2 協力医療機関

医療機関	医療法人聖美会 南宮崎ヤマモト腎泌尿器科 青島リゾートクリニック
医療機関	医療法人慶優会 宮崎北歯科医院
医療機関	宮崎医療生活協同組合 宮崎生協病院

1 3 苦情及び要望

(1) 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。

(2) 苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者 管理者 上村 希望 電話 0985-31-1415
----------	----------------------------------

行政機関

宮崎市役所 介護保険課	電話番号 0985-21-1777
宮崎県国民健康保険団体連合会	電話番号 0985-25-4901

1 4 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 市職員 当事業所について知見を有する方
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

1 5 秘密の保持

(1) 事業者及び職員は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。

(2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

1 6 個人情報の取り扱い

(1) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

1 7 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

18 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	・ 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 ・ 成年後見制度の利用支援をします。 ・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 ・ 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
------	--

19 第三者評価の実施の有無 無

20 サービス利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所 看護小規模多機能型居宅介護サークルパワー

所在地 宮崎県宮崎市新別府町前浜 1401 番地267

説明者

私は、本書面により、事業者からのサービスについての重要事項説明を受けるとともにサービスの開始について同意いたします。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名 _____

住 所 _____

家族代表 氏 名 _____

住 所 _____

利用者との関係 _____

署名代理人 氏 名 _____

住 所 _____

利用者との関係 _____